

新型コロナウイルス感染拡大に係るNPO法Q&A

新型コロナウイルスの感染拡大に係る特定非営利活動法人(NPO 法)制度の運用についての御質問にお答えします。

質問と回答

Q 1. 新型コロナウイルスの感染拡大を受けて、社員総会が開催しづらい状況です。社員総会の開催を省略することはできますか。また、WEBやネットワーク経由で社員総会を開催、決議してもよいですか。

A NPO法人は、毎年1回必ず社員総会を開催することが義務づけられていますので、社員総会の開催を省略することはできません。

この法律では「社員総会の決議の省略」(法第14条の9)を定めており、**書面と電磁的記録による社員総会の開催や「持ち回り決議」も制度上可能とされています。**

また、社員が実際に集まらずとも、様々な新たなIT・ネットワーク技術を活用することによって、実際上の会議と同等の環境が整備されるのであれば、社員総会を開催したものと認められます。その場合、役員のみならず、社員も発言したいときは自由に発言できるようなマイクが準備され、その発言を他者や他の会場にも即時に伝えることができるような情報伝達の双方向性、即時性のある設備・環境が整っていることが必要です。

(出典:「解説特定非営利活動法人制度(平成25年5月)」P51~52)

上記を御参考にしていただき、社員総会について、柔軟な方法による開催を御検討ください。

Q 2. 新型コロナウイルスの感染拡大により、[法](#)第 29 条で規定されている事業報告書等の提出が遅れそうな場合、どうすればいいですか。

A [本Q&A3-10-1](#)では、特定非営利活動法人の認定に際し、「天災の影響など申請法人の責めに帰されない事情や、特にやむを得ない事情による事業報告書等の提出の遅延等があった場合にまで、実績判定期間中の期限内提出の有無のみによって認定等の可否が決定されることは適当ではありません。そうした事情がある場合には、認定申請を行う所轄庁に対して、当該事情を十分説明した上で、所轄庁と相談しつつ、認定の手続を進めることとなります。」と記載しております。

今般の新型コロナウイルスの感染拡大は、上記の「天災の影響など」に相当すると考えられますので、事業報告書等の提出の遅延につき、所轄庁に相談することを推奨します。

なお、新型コロナウイルスへの今後の取組の進展に応じ、Q & Aの追加などが生じれば、改めて周知いたします